

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度とは？

知っておきたいポイント！

地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が府中市社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービス利用のための手続きのお手伝いの福祉サービスの利用援助を**基本サービス**とし、**希望により**日常的な金銭管理等を行う事業です。事業の契約内容に関して理解・判断できる能力を本人が有していることが必要です。

※本事業は有料となります。

成年後見制度

判断能力が低下した高齢者、知的障害者、精神障害者の方の財産管理や契約を補助したり、代理する人（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度で、①**法定後見制度**、②**任意後見制度**の2種類あります。①法定後見制度は、本人の判断能力に応じて**補助**、**保佐**、**後見**の3類型で、4親等内の親族等が家庭裁判所に申立てます。②任意後見制度は、判断能力が充分にあるときに、予め支援者と内容を決めて公証人役場で任意後見契約を結ぶ必要があります。

